

浄化槽(合併処理浄化槽)の設置に 補助金を交付します

五條市では、平成17年度に引き続き今年度も浄化槽設置整備事業を実施します。これは、合併処理浄化槽(台所やふろの雑排水をトイレの排水と併せて処理できる浄化槽のこと。以下[浄化槽]という。)の計画的な整備を図り、河川等の水質汚濁の主な原因である生活排水を処理することにより公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上および文化的な生活の実現に寄与するため、下水道事業認可区域外において、浄化槽を設置しようとする人に対し、国庫補助事業である浄化槽設置整備事業に則り、予算の範囲内において、五條市が補助金を交付する事業です。

補助の対象となる区域

下水道事業認可区域以外の地域が対象です。

補助の対象者

専用住宅(居宅または延床面積の1/2以上が居宅)に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする人。

補助金額

補助金額については、国(環境省)から内示がありしだい、広報五條5月号に掲載します。詳細については、生活環境課へ問い合わせてください。

浄化槽の大きさは、建物の大きさにより建築基準法で定められています。

詳しくは、五條土木事務所・建築指導課へ確認してください。

- ・延床面積130㎡未満(5人槽)
- ・延床面積130㎡以上(7人槽)
- ・二世帯住宅(10人槽)

申請書類の配布と受付

申請書類は、設置者(本人または家族)が生活環境課・西吉野支所(厚生課)・大塔支所(住民厚生課)窓口まで受け取りに来てください。その際に、補助を受けた人に守っていただきたいことや、本事業に関する説明を行います。なお、配布した交付申請書の提出をもって正式な受け付けとなりますのでご注意ください。申請期間は4月~11月(先着順)です。

維持管理

合併処理浄化槽を設置した家庭からの排水は、設置していない家庭からの排水に比べ、8倍も水質の浄化が行われています。ただし、浄化槽はバクテリアを使って汚水を処理する施設ですから、この優れた機能を維持するには、微生物に酸素を供給するばっき装置等は休みなく運転させることが不可欠です。このため浄化槽法で次のような義務が課せられています。

- ・保守点検 4か月に1回(機器、装置の点検補修、運転状況のチェック等)
- ・清掃 年1回(槽内にたまった汚泥等の抜き取りと清掃)
- ・定期検査 年1回(奈良県知事が指定した検査機関が行う水質検査)

これらの義務を果たさず、悪臭・騒音等が続く場合は奈良県(保健所)より使用停止命令が出されたり、罰金が課せられることがあります。

問合先 生活環境課 ①(内線391・388)
 厚生課 ②(内線17)
 住民厚生課 ③(内線21)